

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、従業員、取引先、顧客、債権者、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」という経営理念(Purpose)を実現する為に、従業員をきわめて重要な資本と捉え、持続的な成長と生産性向上に取り組む、付加価値の最大化に尽力します。

そのうえで生み出した成果と収益に基づいて「賃金決定の大原則」に則り、当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、継続的に教育訓練等の人財投資を行うことで、従業員への持続的な還元を行ってまいります。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げや処遇改善について、「Pay for value」の理念に基づき、当社の状況も踏まえた適切な方法による賃金の引上げ等を行うと共に、労使との継続的な対話を通じて、成果と収益を適切に分配・還元してまいります。

また、教育訓練等について、従業員の知識・能力・スキル向上を強化し、その力を職務で最大限発揮できるような人材育成施策や、DE&I (Diversity, Equity&Inclusion)の推進および働き方改革に取り組む、従業員のエンゲージメント向上を図ってまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【<https://www.biz-partnership.jp/declaration/84209-15-00-osaka.pdf>】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、「フェアプレー」、「フレンドシップ」、「ファイティング・スピリット」を大切にしながら、企業の社会的責任を全うすることを掲げ、SDGsを含めた持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年2月5日

ミズノスポーツサービス株式会社 代表取締役 薬師寺 洋彰